

市川三郷町健康増進計画・自殺対策計画策定業務仕様書

1 業務名

市川三郷町健康増進計画・自殺対策計画策定業務

2 業務の目的・計画期間

市川三郷町では、平成21年度に「市川三郷町健康増進計画」を策定し、健康づくりに関する施策・取り組みを推進している。また、平成30年度には、「市川三郷町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進している。

引き続き、安心して住める町づくり、すべての町民が元気でいきいきと生活できる町づくりを実現していくため、令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とする「市川三郷町健康増進計画・自殺対策計画」を策定することを目的とする。

3 業務期間

本業務の業務期間については、契約日の翌日から令和6年3月31日までとする。

4 業務対象区域

市川三郷町全域

5 業務内容

次の業務を行うものとする。

(1) 町の現況把握及び構造の分析

町及び国・県等の資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、健康増進計画・自殺対策計画策定の基礎とする。

(2) 健康増進・自殺対策計画に関する住民アンケート調査の実施及び分析と報告書の作成

① アンケート調査

- ・アンケート調査票原案の作成（調査項目は町との協議の上決定すること。）
- ・アンケート調査票の印刷、発送、回収
- ・発送用封筒及び返信用封筒の手配及び印刷
- ・アンケート調査票及び返信用封筒の封入・封緘作業

② アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成

- ・受託者は、回収した調査票のデータ入力を行い、自由意見の書き抜きも行う。
- ・集計は町との協議の上、単純集計・クロス集計を行う。
- ・集計及び分析を行い、調査結果を報告書にまとめる。

※1：発送・回収に伴う郵送料は見積額に計上。

※2：調査対象者は、町内在住の男女約3,000人を予定。

（小・中学生、高校生、幼稚園・保育園児の保護者含む）

※3：受託者は専門的知見に基づき町に提案を行うため、専門統計調査士または専門社会調査士を業務管理者に配置することが望ましい。

(3) 計画策定会議の運営支援

計画案の作成にあたっては、策定委員会等の会議（2回程度）へ、必要に応じてアドバイザーとして出席するとともに、会議資料及び会議後の議事録作成など、これらの運営

支援を行う。

(4) 健康増進計画・自殺対策計画の骨子案・素案作成（パブリックコメントを含む）

現計画の達成度を評価、検証するとともに、その結果を踏まえた関係課とヒアリング等を実施し、(1)(2)(3)をもとに、国や県の動向・計画、総合計画等の関連計画との整合性を図りながら、町の地域性が反映された計画案を策定する。

町健康課題解決のため、関係機関・団体との連携も含め、町の特性を生かした具体的な取り組み方法が示せる内容とする。

① 骨子案・素案作成の具体的内容

- ・ アンケート調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
- ・ 基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
- ・ 施策体系ごとの具体的方策の検討
- ・ 計画骨子案の作成
- ・ 計画素案の作成
- ・ 計画内容の全体調整と計画案としてのとりまとめ

6 主な業務委託の内容について

(1) 本業務は、市川三郷町健康増進計画・自殺対策計画策定業務を合わせて行うが、計画書の内容についてはそれぞれ作成する。

(2) 成果品

- ① 健康増進計画 計画書（A4判、表紙レザック中1色、100頁程度）100部
- ② 自殺対策計画 計画書（A4判、80頁程度）100部
- ③ ①、②計画書の電子データ一式 CD-ROM
- ④ 上記委託業務に係る資料、記録、報告書等を「調査報告書」としてまとめた電子データ（CD-ROM）と印刷物
- ⑤ 概要版（A3判見開き両面 ㊦健康増進計画 ㊧自殺対策計画）1,500部

8 注意事項

- (1) 受託者は、市川三郷町個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第11号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本町に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行の品質保証（ISO9000シリーズ等）ができること。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本仕様書で要求する事項を証明する書類を提出し、この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。